

## 令和7年度犯罪被害者等支援懇話会（第2回）における主な意見

### 1. 多機関ワンストップサービス体制による支援実績とその評価等について

- 法律相談の時期の提案について、加害者が判明した後が適切とは一概には言えない。被害者等のニーズ次第では早期に相談した方がよい場合もあり得る。
- 支援を受けた被害者等に、支援を受けてどうだったのかをアンケート等でお聞きして、フィードバックできるとよい。
- 「支援の終わりがいつか」という点は難しく、明確な終わりが無い。その点をどうしたらよいか、ケースを積み重ねて考えていかなければならない。
- 中長期的な支援を行う場合は、法律相談の回数を柔軟に考えていくことも必要である。
- 市町村における当事者意識を以前よりも感じるようになってきた。相談対応について、県に相談できることを周知すれば市町村職員も安心できる。犯罪被害者等支援コーディネーターが配置されてよかったと思う。
- 犯罪被害者等支援コーディネーターがケースごとにアセスメント（評価）を行い、スクリーニング（選別）し、関係機関につないでいるが、つなぎ先の市町村で条例が制定されていないなど、体制が整っていない機関へつないでいくことへの心配がある。
- 多機関ワンストップサービス体制の構築により、相談件数が増えたり、市町村との連携体制ができていることは成果だと感じる。

### 2. 総合的対応窓口の運用状況について

- 毎年度申請が必要になる遺児支援金について、県から遺族へ連絡を入れていただいていることがわかった。アウトリーチに取り組む基盤ができつつあると思うため、被害者等の自宅訪問による支援も増やしていただけるとよい。

### 3. 愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針別冊（案）について

- 「命の大切さを学ぶ教室」は全市町村で開催できるとよいと思う。今後も参加させていただきたいと考えているため、機会を増やしていただきたい。
- 教育委員会との連携を深め、子供たちへの支援を強化していただきたい。

### 4. 令和8年度の主な取組予定（県民安全課）について

- パネル展について、人件費についても予算措置していただきたい。
- 市町村役場で開催しているパネル展について、市町村ごとに広報誌に掲載される記載が、主催、共催、連携などと異なるため、統一していただきたい。

## 5. その他

- 人事異動により担当者が替わっても、一定の質を保った被害者等支援を行うためには、犯罪被害者等の支援に特化した条例（以下「特化条例」）の制定が必要である。
- 市町村における特化条例の制定が一気に進むよう、全市町村が特化条例を制定している他県の取組を参考にし、県が期限を示して取り組んだ方がよい。
- 県が主催する市町村向けの会議や研修会を欠席する市町村は、毎年度同じような市町村で、特化条例を制定していない市町村が多いように感じる。そういった市町村への積極的な働きかけをお願いしたい。
- 県が主催する市町村向けの研修会などでアンケートをとっていると思うが、アンケート結果を展開してもらえると、市町村の条例制定についての考え方や温度感をこの場で共有できると思う。
- 条例を制定した市町村に対しても、研修会等を通じて取組の見直し等と呼ばかけられるとよい。